

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年
条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第 5 号を第 6
号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 熊本市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定
により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、所
要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。